



Grant Thornton

An instinct for growth™



ベトナム税務当局による移転価格調査に備える必要性について

2015年12月

最近、ベトナム税務当局は、関連者間取引を持つ企業に対する移転価格調査をますます強化してきています。

弊社 Grant Thornton Vietnam が見るところ、最近実施されている移転価格調査は、主として、ハノイ市、ホーチミン市、ドンナイ省そしてビンズオン省の大きな4つの税務局によって、外国投資企業を対象としているように思われます。税務総局および上述4つの税務局における移転価格調査に関わる組織設置と専門家配置が、現時点では既に完了しており、移転価格調査の決定が発行され始めています。

その他地域の税務局においても移転価格調査を強化する動きが出てきていますので、移転価格リスクの兆候を示す企業が多く発見され、また、実際に移転価格調査による追加徴収額が大きくなるような場合には、これらその他地域での税務局においても独自の移転価格部門が設置されるようになるかもしれません。

今回のニュースレターでは、弊社 Grant Thornton Vietnam から以下の点について、情報提供をさせていただきます。

1. 移転価格調査に備えて準備すべき情報・資料。
2. 関連者との関連者間取引が発生する場合の税法順守改善方法および移転価格リスクの管理方法改善に関する弊社からの提言。

1. 移転価格調査に備えて準備すべき情報・資料。

弊社 Grant Thornton Vietnam の経験からは、以下の情報および資料を事前に準備しておくことが望ましいと考えられます。

- a. 投資証明書(投資ライセンス)、会社定款。
- b. 関連者に関する以下の情報。
 - ・ 関連者の社名、国籍。関連者間の持分所有比率。関連者間の関係を表す図。
 - ・ 関連者が所在する国々で適用されている法人所得税の税率。
 - ・ 関連者間での資本譲渡取引(ある場合)。
 - ・ 税務調査対象となる年度の総売上、総費用、利益または損失。
- c. 関連者間取引に関する情報。
 - ・ 関連者毎に発生した関連者間取引の詳細なリスト、および、適用している移転価格算定方法。
 - ・ この情報は、提出済みの関連者間取引開示申告書で詳細に申告済みの情報ですが、移転価格調査を受ける場合には、改めて、調査用の様式への記入を求められるのが一般的です。
- d. 監査済み財務諸表。
- e. 事業活動の流れを説明できる図表、および、その流れの段階毎における非関連者と関連者による関わり。
- f. (i) 年度毎に非関連者と関連者から購入した原材料・物品の表、そして (ii) 年度毎に非関連者と関連者を含む顧客へ販売した製品・商品の詳細な表。

- g. 税務調査対象となる年度における社員総会、取締役会、経営陣メンバーに関する情報(氏名、生年月日、国籍、パスポート番号、役職)。更に、親会社の社員総会、取締役会、経営陣メンバーに関する同様の情報。
- h. 自社製品製造に使用する原材料の標準消費量。
- i. 関連者および非関連者との原材料・製品・物品に関わる取引の契約書、注文書、税関申告書、梱包明細書など。
- j. 原材料の購入価格、製品の販売価格に関する価格決定方針。原材料購入価格、製品販売価格の管理承認過程。
- k. 税務調査対象となる年度の関連者間取引開示申告様式へ記入した情報の根拠となるべき移転価格文書。
- l. 事業の性格によっては、移転価格の根拠となるその他資料などを要請されることもあります。



2. 弊社 Grant Thornton Vietnam からの提言

関連者間取引に関する情報を漏れなく年次の開示申告様式へ記入して、法人所得税確定申告書に添えて規定の期限までに、税務当局へ提出することが、基本的なことですが重要です。更に、申告した情報の正確性を担保すること、そして、データ、適用する移転価格算定方法、申告時点で使用される独立企業間価格レンジの根拠となる資料文書を用意しておくことが必要です。

企業の規模、および、関連者間取引の規模によって、移転価格文書を作成し、グループ内の会社または関連者と常に議論を行いつつ、適用されている価格、そして、移転価格調査があった場合に独立企業間価格の根拠となる移転価格文書の内容を確認していくことを提言致します。これは、取引相手となる関連者側の当該国での移転価格税制への順守を示すことにもなりますし、ベトナムでの移転価格調査があった場合にも自社の規定順守を説明する資料にもなります。

既に税務調査を受けて、その結果、移転価格に関する更生を受けた企業については、弊社 Grant Thornton Vietnam が見る限り、**適用される見なし利益率が極めて高くなっております。更に、税務当局側は、移転価格行為の認定に際して比較対象価格の根拠となるデータの開示義務を負っていません(これらのデータは、公安省Circular 56/2013/TT-BCA-A81⁽¹⁾が定める「調査官による開示が許可されないデータ」に含まれているため)。**従って、これらの企業の場合、税務総局または前述の4か所の税務局から移転価格に関する詳細なガイダンス文書入手しませんが、翌年度以降も同様に見なし利益率を適用される可能性が高いと考えられます。

ハノイ市、ホーチミン市、ドンナイ省およびビンズオン省以外の地域に所在する企業が、管轄税務当局による移転価格に関する見なし課税を受けた場合は、今後の予期しない見なし利益率の適用による追加納税や納税遅延による罰金を避けるために、税務総局から、税務調査をまだ受けていない年度について移転価格適用方法に関する詳細なガイダンス文書入手することが望ましいでしょう。

2014年末に報道された公開情報によれば、税務当局からの移転価格に関する質問に対して、適切な書類・証憑、の提示や説明ができなかった韓国企業が多かったと伝えられています⁽¹⁾。これは、韓国企業のみならず、ベトナムで活動している他の外国投資企業一般が抱える懸念であろうと思われます。

Grant Thornton International が、世界35か国の2,580企業に対して実施した調査に基づく国際ビジネスレポート(IBR)によれば、税務計画の策定に際して、税務当局から確実性および明両性が得られるのであれば、より多額の納税も厭わないという企業が多いようです⁽²⁾。

弊社 Grant Thornton Vietnam からは、関連者間取引を持つ企業は、ベトナムの税法に対する一層の順守に配慮して、移転価格調査等があった際に対応できる資料を事前に準備しておくことをおすすめ致します。これにより、ベトナム税法に基づく自社の納税義務に関する確実性および透明性が高められ、事業活動もよりスムーズになります。また、無駄な時間を取られることが無くなることになります。弊社 Grant Thornton Vietnam でもご支援をさせて頂いておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

1. 2014年12月21日付け Vietnam Customs Newspaper: 韓国企業は移転価格に関する透明性が必要。
<http://www.baohaiquan.vn/Pages/Doanh-nghiep-Han-Quoc-can-minh-bach-thong-tin-chong-chuyen-gia.aspx>
2. 2015年8月5日付け, Grant Thornton International: Business leaders renew appeal for clarity on 'acceptable' tax planning,
<http://www.grantthornton.global/en/insights/articles/tax-planning-2015/>



この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletterのダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com